

確認申請書作成における留意事項

－愛知県建築主事に提出する場合－

愛知県建築局建築指導課

令和7年4月

- ・申請書の記入や添付図書の作成にあたり留意いただきたい点をまとめましたので参考にしてください。
- ・木造2階建住宅等の「四号特例」廃止による設計図書の作成については、一般財団法人日本建築防災協会及び一般財団法人建築行政情報センター発行の「改正建築基準法 2階建ての木造一戸建て住宅（軸組構法）等の確認申請・審査マニュアル」の他、「愛知県版 申請・審査チェックリスト」、「愛知県版 確認の申請書 記入要領・記入例」もご活用ください。

1. 確認申請書作成における留意事項

※各記載例の後の注意事項について、丸数字の項目については、規則別記第二号様式の注意書きから転記したものであり、ゴシック体で記載の項目は、それ以外の留意事項となります。

確認申請書（第一面）

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A4）

確認申請書（建築物）

（第一面）

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

建築主事又は指定確認検査機関 様

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請者氏名 愛 知 花 子

設計者氏名 東 大 手 一 郎

注意事項

※印のある欄は記入しないでください。

○日付は、本受付時に記入していただきますので、受付前審査図書提出時（建築所在地の市町村受付窓口への提出時）には記入の必要はありません。

確認申請書（第二面）

【 1. 建築主】

【イ、氏名のフリガナ】 アイチ ハナコ
 【ロ、氏名】 愛知 花子
 【ハ、郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇〇
 【ニ、住所】 愛知県△△市△△町△△〇-〇-〇
 【ホ、電話番号】 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

注意事項

- ①建築主が2以上のときは、1欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。

【2. 代理者】

【イ. 資格】 (二級) 建築士 (愛知県知事) 登録第〇〇〇〇〇〇号
【ロ. 氏名】 東大手 太郎
【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (愛知県) 知事登録(イ-〇)第〇〇〇〇号
□□建築設計事務所
【ニ. 郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇〇
【ホ. 所在地】 愛知県△△市△△区△△町〇-〇-〇
【ヘ. 電話番号】 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

注意事項

- ②建築主からの委任を受けて申請を行う者がいる場合には、2欄に記入してください。
- ③2欄、3欄及び5欄は、代理者、設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者、設計者又は工事監理者の住所を書いてください。
- 2欄、3欄及び5欄に記入する建築士事務所の登録番号は、最新のものを記入してください。（愛知県に所在する建築士事務所の登録番号は、更新の都度、登録年度が表示されています。（令和6年度登録の場合「（い－6）第〇〇〇〇〇号」となります。））

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 (一級) 建築士 (国土交通大臣) 登録第〇〇〇〇〇〇号
【ロ. 氏名】 東大手 一郎
【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (愛知県) 知事登録(い-〇)第〇〇〇〇号
□□建築設計事務所
【ニ. 郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇〇
【ホ. 所在地】 愛知県△△市△△区△△町〇-〇-〇
【ヘ. 電話番号】 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
【ト. 作成又は確認した設計図書】
申請書に添付する設計図書一式

(その他の設計者)

【イ. 資格】 (一級) 建築士 (国土交通大臣) 登録第〇〇〇〇〇〇号
【ロ. 氏名】 東大手 二郎
【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (愛知県) 知事登録(い-〇)第〇〇〇〇号
□□建築設計事務所
【ニ. 郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇〇
【ホ. 所在地】 愛知県△△市△△区△△町〇-〇-〇
【ヘ. 電話番号】 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
【ト. 作成又は確認した設計図書】
構造図・構造計算書

• • •

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)
上記の設計者のうち、

☒ 建築士法第 20 条の 2 第 1 項の表示をした者

【イ、氏名】 東大手 二郎

【ロ. 資格】構造設計一級建築士交付第〇〇〇〇〇〇号
 . . .
☐ 建築士法第20条の3第1項の表示をした者
 【イ. 氏名】
 【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号
 . . .

注意事項

- ④ 3欄の「ト」は、作成した又は建築士法第20条の2第3項若しくは第20条の3第3項の表示をした図書について記入してください。
- ⑤ 3欄、4欄及び5欄は、それぞれ代表となる設計者、建築設備の設計に関し意見を聴いた者及び工事監理者並びに申請に係る建築物に係る他のすべての設計者、建築設備の設計に関し意見を聴いた者及び工事監理者について記入してください。3欄の設計者のうち、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者がいる場合は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】
 (代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)
 【イ. 氏名】
 【ロ. 勤務先】
 【ハ. 郵便番号】
 【ニ. 所在地】
 【ホ. 電話番号】
 【ヘ. 登録番号】
 【ト. 意見を聴いた設計図書】
 . . .

注意事項

- ⑥ 4欄は、建築士法第20条第5項に規定する場合（設計に係る場合に限る。）に、同項に定める資格を有する者について記入し、所在地は、その者が勤務しているときは勤務先の所在地を、勤務していないときはその者の住所を、登録番号は建築士法施行規則第17条の35第1項の規定による登録を受けている場合の当該登録番号を書いてください。

【5. 工事監理者】
 (代表となる工事監理者)
 【イ. 資格】 (一級) 建築士 (国土交通大臣) 登録第〇〇〇〇〇〇号
 【ロ. 氏名】 東大手 一郎
 【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (愛知県) 知事登録(いー〇)第〇〇〇〇号
☐ 建築設計事務所
 【ニ. 郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇〇
 【ホ. 所在地】 愛知県△△市△△区△△町〇-〇-〇
 【ヘ. 電話番号】 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
 【ト. 工事と照合する設計図書】
 申請書に添付する設計図書一式
 (その他の工事監理者)
 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 . . .

注意事項

- ⑦ 5欄及び6欄は、それぞれ工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 上記の届出は、愛知県建築基準法施行細則第14条第1項の規定により、定まってから5日以内に「申請書等記載事項変更届（様式第15）」に変更後の内容を記載した建築計画概要書（建築基準法施行規則別記第3号様式）を添えて受付窓口（建築所在地の市町村の担当課）に提出してください。

【6. 工事施工者】

【イ. 氏名】 代表取締役 東大手 五郎
 【ロ. 営業所名】 建設業の許可（愛知県知事許可）（特一〇）第〇〇〇〇〇〇号
 □□建設株式会社 □□営業所
 【ハ. 郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇〇
 【ニ. 所在地】 愛知県△△市△△区△△町〇-〇-〇
 【ホ. 電話番号】 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

注意事項

⑧ 6 欄は、工事施工者が2以上のときは、代表となる工事施工者について記入し、別紙に他の工事施工者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。

【7. 構造計算適合性判定の申請】

☐ 申請済 ()
☐ 未申請 ()
☒ 申請不要

注意事項

⑨ 7 欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨（申請先を変更した場合においては、申請をした都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。

記載例：☑申請済（ 〇〇〇〇センター 所在地：愛知県名古屋市 ）

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

☐ 提出済 ()
☐ 未提出 ()
☒ 提出不要（ 第二号に該当 ）

注意事項

⑩ 8 欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、提出済の場合には、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未提出の場合には、提出する予定の所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入し、提出をした後に、遅滞なく、提出をした旨（提出先を変更した場合においては、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。

記載例：☑申請済（ 〇〇〇〇省エネ適判センター 所在地：愛知県名古屋市 ）

また、提出不要の場合には、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項各号に掲げる特定建築行為のうち該当するものの号番号（同項第1号に該当する場合にあっては、号番号及び同号イ又はロのうち該当するもの（気候風土適応住宅に該当する場合にあっては、その旨を含む。））を記入する等、提出が不要である理由を記入してください。特に必要がある場合には、各階平面図等の図書によりその根拠を明らかにしてください。なお、建築に係る部分の床面積が10㎡以下である場合、建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物の建築である場合その他の提出が不要であることが明らかな場合は、記入する必要はありません。

省エネ適判省略の場合の記載例：提出不要にチェックをし、下記のとおり記入してください。

省エネ基準適合の評価等方法	括弧内の記入例
---------------	---------

仕様基準による場合	第一号イに該当
誘導仕様基準による場合	第一号ロに該当
設計住宅性能評価を受けた場合	第二号に該当
長期優良住宅の認定又は長期使用構造等の確認を受けた場合	第三号に該当

【 9. 備考】 ☐ ☐ ティンチコウジ
☐ ☐ 邸新築工事（工事名）

注意事項

- ⑪建築物の名称又は工事名が定まっているときは、9 欄に記入してください。
- なお、工事名を記載する場合は工事名の後ろに（工事名）を追記してください。（愛知県建築指導課が審査した確認済証には、この欄に記載のある名称等を記載して交付します。）
- その他の記載例：○○○○邸住宅新築工事（工事名）
○○アパート
○○店舗○○店

確認申請書（第三面）

【 1. 地名地番】 愛知県△△市△△町○丁目○番

【 2. 住居表示】

注意事項

- 申請地の地名地番が記入欄に書き切れず代表地番に「他○筆」と表示する場合は、別紙で地名地番一覧を添付してください。
- 申請地が土地区画整理事業地内の場合、地名地番は「仮換地」「従前地」「該当地」など区別できるように記入してください。
- ①住居表示が定まっているときは、2 欄に記入してください。

【 3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】
☒ 都市計画区域内（☒ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域 ☐ 区域区分非設定）
☐ 準都市計画区域内 ☐ 都市計画区域及び準都市計画区域外

【 4. 防火地域】 ☐ 防火地域 ☒ 準防火地域 ☒ 指定なし

【 5. その他の区域、地域、地区又は街区】
法第22条区域 下水道処理区域 ○○地区計画区域

注意事項

- ②3 欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。ただし、建築物の敷地が都市計画区域、準都市計画区域又はこれらの区域以外の区域のうち2 以上の区域にわたる場合には、当該敷地の過半の属する区域について記入してください。なお、当該敷地が3 の区域にわたる場合で、かつ、当該敷地の過半の属する区域がない場合においては、都市計画区域又は準都市計画区域のうち、当該敷地の属する面積が大きい区域について記入してください。
- ③4 欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2 以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。
- ④5 欄は、建築物の敷地が存する3 欄及び4 欄に掲げる区域及び地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2 以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、

それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。

【6. 道路】

【イ. 幅員】 13.000 m
【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 15.200 m

注意事項

- ⑤ 6 欄は、建築物の敷地が 2 m 以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。

【7. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) (180.05 m²) (30.04 m²) () ()
(2) () () () ()
【ロ. 用途地域等】 (第一種中高層住居専用地域) (近隣商業地域) () ()
【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】
(200.00 %) (200.00 %) () ()
【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】
(60.00 %) (80.00 %) () ()
【ホ. 敷地面積の合計】 (1) 210.09 m²
(2)
【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 200.00 %
【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 62.85 %
【チ. 備考】

注意事項

- ⑥ 7 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2 以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。

「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

- ⑦ 7 欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。
- ⑧ 7 欄の「ホ」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(2)は、「イ」(2)の合計とします。
- ⑨ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、7 欄の「ヘ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。
- ⑩ 建築物の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、7 欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。
- ⑪ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、7 欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。
- ⑫ 7 欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10 欄の「ハ」並びに11 欄の「タ」は、百分率を用いて

ください。

【8. 主要用途】（区分 08010） 一戸建ての住宅

注意事項

⑫8欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に記入してください。

○市街化調整区域における建築物の主要用途は、都市計画法の許可書、都市計画法施行規則第60条証明、前回の確認申請と整合させてください。

【9. 工事種別】

☐新築 ☒増築 ☐改築 ☐移転 ☐用途変更 ☐大規模の修繕 ☐大規模の模様替

注意事項

⑬9欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

【10. 建築面積】	(申 請 部 分)	(申請以外の部分)	(合 計)
【イ. 建築物全体】	(55.45 m ²)	(2.92 m ²)	(58.37 m ²)
【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】	(55.45 m ²)	(2.92 m ²)	(58.37 m ²)
【ハ. 建蔽率】	27.79 %		

注意事項

⑭10欄の「ロ」は、建築物に建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する特例軒等を設ける場合において、当該特例軒等のうち当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から突き出た距離が水平距離1m以上5m未満のものにあつては当該中心線で囲まれた部分の水平投影面積を、当該中心線から突き出た距離が水平距離5m以上のものにあつては当該特例軒等の端から同号に規定する国土交通大臣が定める距離後退した線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。その他の建築物である場合においては、10欄の「イ」と同じ面積を記入してください。

【11. 延べ面積】	(申 請 部 分)	(申請以外の部分)	(合 計)
【イ. 建築物全体】	(107.45 m ²)	(2.92 m ²)	(110.37 m ²)
【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】	()	()	()
【ハ. エレベーターの昇降路の部分】	()	()	()
【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】	()	()	()
【ホ. 認定機械室等の部分】	()	()	()
【ヘ. 自動車車庫等の部分】	()	()	()
【ト. 備蓄倉庫の部分】	()	()	()
【チ. 蓄電池の設置部分】	()	()	()
【リ. 自家発電設備の設置部分】	()	()	()
【ヌ. 貯水槽の設置部分】	()	()	()
【ル. 宅配ボックスの設置部分】	()	()	()
【ヲ. その他の不算入部分】	()	()	()
【ワ. 住宅の部分】	(104.00 m ²)	()	(104.00 m ²)
【カ. 老人ホーム等の部分】	()	()	()
【ヨ. 延べ面積】	110.37 m ²		
【タ. 容積率】	54.54 %		

注意事項

⑮都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建

建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1 m以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものに設ける機械室その他これに類する建築物の部分（建築基準法施行規則第10条の4の4に規定する建築設備を設置するためのものであって、同規則第10条の4の5各号に掲げる基準に適合するものに限る。）で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの、「ヘ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ト」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「チ」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「リ」に自家発電設備を設ける部分、「ヌ」に貯水槽を設ける部分、「ル」に宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分、「ワ」に住宅の用途に供する部分、「カ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。また、建築基準法令以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分を有する場合においては、「ヲ」に当該部分の床面積を記入してください。

⑩住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、11欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑪11欄の「ヨ」の延べ面積及び「タ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」から「ホ」までに記入した床面積、「ヘ」から「ル」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積）及び「ヲ」に記入した床面積を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「タ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、7欄「ホ」(2)によることとします。

- (1) 自動車車庫等の部分 5分の1
- (2) 備蓄倉庫の部分 50分の1
- (3) 蓄電池の設置部分 50分の1
- (4) 自家発電設備の設置部分 100分の1
- (5) 貯水槽の設置部分 100分の1
- (6) 宅配ボックスの設置部分 100分の1

【12. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】

1

【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

注意事項

⑮12欄の建築物の数は、延べ面積が10㎡を超えるものについて記入してください。

【13. 建築物の高さ等】	(申請に係る建築物)	(他 の 建 築 物)
【イ. 最高の高さ】	(6.800 m)	(2.010 m)
【ロ. 階数】	地上(2)	(1)
	地下()	()
【ハ. 構造】	木 造	一部 造
【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】	☐ 有	☒ 無
【ホ. 適用があるときは、特例の区分】		
☐ 道路高さ制限不適用	☐ 隣地高さ制限不適用	☐ 北側高さ制限不適用

注意事項

⑮13欄の「イ」及び「ロ」は、申請に係る建築物又は同一敷地内の他の建築物がそれぞれ2以上ある場合においては、最大のものを記入してください。

⑮13欄の「ハ」は、敷地内の建築物の主たる構造について記入してください。

⑮13欄の「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑮13欄の「ホ」は、建築基準法第56条第7項第1号に掲げる規定が適用されない建築物については「道路高さ制限不適用」、同項第2号に掲げる規定が適用されない建築物については「隣地高さ制限不適用」、同項第3号に掲げる規定が適用されない建築物については「北側高さ制限不適用」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

【14. 許可・認定等】	都市計画法第29条第1項許可 第〇〇〇〇号 〇〇年〇〇月〇〇日 △△地区計画 〇〇年〇〇月〇〇日届出
--------------	---

注意事項

⑮建築物及びその敷地に関して許可・認定等を受けた場合には、根拠となる法令及びその条項、当該許可・認定等の番号並びに許可・認定等を受けた日付について14欄又は別紙に記載して添えてください。

○記載例：

- ・都市計画法第29条第1項許可 □建第△△-123号 令和7年12月20日
- ・建築基準法第43条第2項第二号許可 □建第△△-123号 令和7年12月20日

【15. 工事着手予定年月日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【16. 工事完了予定年月日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【17. 特定工程工事終了予定年月日】	(特 定 工 程)
(第 1 回)	令和〇〇年〇〇月〇〇日 (屋根ふき工事及び構造耐力上主要な軸組の工事)
(第 回)	年 月 日 ()
(第 回)	年 月 日 ()

注意事項

○法第7条の3第1項の規定による特定工程を含む建築物は、17欄に令第11条又は平成18年愛知県告示第161号により、建築物の主要な構造ごとに特定工程を記入してください。

記載例：

1. 法第7条の3第1項第一号（階数が3以上であるRC造共同住宅）
2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事
2. 法第7条の3第1項第二号（平成18年愛知県告示第161号に規定する建築物）

構造種別	特定工程
木造（軸組工法）	屋根ふき工事及び構造耐力上主要な軸組の工事

木造（枠組壁工法）	屋根ふき工事及び構造耐力上主要な耐力壁の工事
鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事
鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造の部分において、初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の配筋の工事
RC造（プレキャストコンクリート部材）	鉄筋コンクリート造の部分において、初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の接合部の工事
工場生産による一体型又は組立式のもの	構造耐力上主要な軸組を構成する各部材を接続する接合部を覆う工事

【18. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等に係る経過措置の適用】

【イ. 適用の有無】 ☒有 ☐無

【ロ. 適用があるときは、その区分】

☒建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項

☐その他

注意事項

②518欄の「イ」は、建築士法第20条の2第2項に規定する構造関係規定に係る経過措置の適用を受ける場合は、「有」に「レ」マークを入れてください。同項に規定する構造関係規定に係る経過措置の適用を受けない場合は、「無」に「レ」マークを入れてください。なお、申請に係る建築物が複数ある場合で、そのうち一部の建築物のみが建築士法第20条の2第2項に規定する構造関係規定に係る経過措置の適用を受ける場合は、「有」に「レ」マークを入れた上で、20欄に当該建築物の番号（第四面の1欄の番号をいう。）を記入してください。

②618欄の「ロ」は、建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項に係る経過措置の適用を受ける場合は、「建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項」に「レ」マークを入れてください。建築士法第20条の2第2項に規定する構造関係規定のうち建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項以外の規定に係る経過措置の適用を受ける場合は、「その他」に「レ」マークを入れてください。

○令第43条（壁量）又は令第46条（柱の小径）のいずれかの方の経過措置の適用はできません。

○枠組壁工法等、その他の経過措置を適用する場合は、18欄の「ロ」は「無」に「レ」マークを入れた上で、19欄に該当する告示番号等を記入してください。

【19. その他必要な事項】

延べ面積10㎡以内の建築物の概要：

物置 鉄骨造平屋建て 最高の高さ：2.110 m、建築面積：3.45 ㎡、床面積：3.45 ㎡

注意事項

②7建築基準法第86条の7、同法第86条の8又は同法第87条の2の規定の適用を受ける場合においては、工事の完了後においても引き続き同法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の適用を受けない規定並びに当該規定に適合しないこととなった時期及び理由を19欄又は別紙に記載して添えてください。

②8ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、19欄又は別紙に記載して添えてください。

○12欄の建築物の数に計上されない延べ面積が10㎡以内のものについて、その概要（建築物の用途、構造、階数、最高の高さ、建築面積、床面積）を棟ごとに19欄に記載するか、別紙に明示して添付してください。

○市街化調整区域内での住宅の建替え等で、都市計画法の許可を要しないものかを判断するために、線引き（区域区分の決定）以前の場合は建築年月日を記載し、線引き以降の場合は既存建築物の確認済証番号、年月日及び検査済証番号、年月日を記載してください。

【20. 備考】

注意事項

⑲計画の変更申請の際は、20欄に第三面に係る部分の変更の概要について記入してください。

確認申請書（第四面）

注意事項

- ①この書類は、申請建築物ごと（延べ面積が10㎡以内のものを除く。以下同じ。）に作成してください。
- ②この書類に記載する事項のうち、10欄から15欄までの事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。

【1. 番号】 1

注意事項

③1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、申請建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。

【2. 用途】（区分 08010） 一戸建ての住宅
（区分 ）
...

注意事項

④2欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書いてください。

【3. 工事種別】
☒新築 ☐増築 ☐改築 ☐移転 ☐用途変更 ☐大規模の修繕 ☐大規模の模様替

注意事項

⑤3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

【4. 構造】 木 造 一部 造

注意事項

- 【5. 主要構造部】
- ☐耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合）
- ☐耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合）
- ☐建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
- ☐準耐火構造
- ☐準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロ－1）
- ☐準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロ－2）
- ☒その他

注意事項

⑥5欄は「耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合）」、「耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合）」、「建築基準法施行令第108条の4第1項

第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」「準耐火構造」、「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー1）」（建築基準法施行令第109条の3第1号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう）又は「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー2）」（同条第2号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう）のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。いずれも該当しない場合は「その他」に「レ」マークを入れてください。

【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

- ☐ 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
- ☐ 建築基準法第21条第1項ただし書きに該当する建築物
- ☐ 建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲げる基準に適合する構造
- ☐ 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造
- ☐ その他
- ☒ 建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

注意事項

⑦6欄は「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物」、「建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「その他」（上記のいずれかに該当しない建築物で、建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けるもの）のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。また、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」に該当する場合においては、5欄の「準耐火構造」のチェックボックスにも「レ」マークを入れてください。建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない」に「レ」マークを入れてください。

【7. 建築基準法第61条の規定の適用】

- ☐ 耐火建築物
- ☐ 延焼防止建築物
- ☐ 準耐火建築物
- ☐ 準延焼防止建築物
- ☒ その他
- ☐ 建築基準法第61条の規定の適用を受けない

注意事項

⑧7欄は、「耐火建築物」、「延焼防止建築物」（建築基準法施行令第136条の2第1号ロに掲げる基準に適合する建築物をいう。）、「準耐火建築物」、「準延焼防止建築物」（同条第2号ロに掲げる基準に適合する建築物をいう。）又は「その他」（上記のいずれにも該当しない建築物で、建築基準法第61条の規定の適用を受けるもの）のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第61条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第61条の規定の適用を受けない」に「レ」マークを入れてください。

【8. 階数】

- 【イ. 地階を除く階数】 2
- 【ロ. 地階の階数】
- 【ハ. 昇降機塔等の階の数】
- 【ニ. 地階の倉庫等の階の数】

注意事項

⑨8欄の「ハ」は建築基準法施行令第2条第1項第8号により階数に算入されない建築物の部分のうち昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分の階の数を記入してください。
⑩8欄の「ニ」は、建築基準法施行令第2条第1項第8号により階数に算入されない建築物の部分の

うち地階の倉庫、機械室その他これらに類する建築物の部分の階の数を記入してください。

【9. 高さ】

【イ. 最高の高さ】 6.800 m
【ロ. 最高の軒の高さ】 6.404 m

注意事項

【10. 建築設備の種類】 電気、ガス、給水、排水、換気、太陽光パネル、住宅用防災機器

注意事項

- ⑩10欄は、別紙にその概要を記載して添えてください。ただし、当該建築設備が特定の建築基準関係規定に適合していることを証する書面を添える場合には当該建築基準関係規定に係る内容を概要として記載する必要はありません。
- 10欄は、申請建築物に設置する建築設備を記載してください。（建築設備とは、法第2条第三号にいう、「電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針」です。この他、合併処理浄化槽、非常用の照明装置、太陽光パネル、住宅用防災機器等も記載してください。）

【11. 確認の特例】

【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は同法第18条第5項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】

☐有 ☒無

【ロ. 適用があるときは、特例の区分】

☐建築基準法第6条の3第1項第1号に掲げる確認審査又は同法第18条第5項第1号に掲げる審査

☐建築基準法第6条の3第1項第2号に掲げる確認審査又は同法第18条第5項第2号に掲げる審査

（構造設計を行った構造設計一級建築士又は構造関係規定に適合することを確認した構造設計一級建築士）

(1)氏名

(2)資格 構造設計一級建築士交付第 号

【ハ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 ☐有 ☒無

【ニ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】

第

号

【ホ. 認定型式の認定番号】

第

号

【ヘ. 適合する一連の規定の区分】

☐建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ

☐建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ

【ト. 認証型式部材等の認定番号】

注意事項

- ⑫11欄の「イ」、「ロ」及び「ハ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑬11欄の「ニ」は、建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用がある場合に、建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物のうち、該当するものの号の数字を記入してください。
- ⑭11欄の「ホ」は、建築基準法施行令第10条第1号又は第2号に掲げる建築物に該当する場合にのみ記入して下さい。また、11欄の「ヘ」は、同条第1号に掲げる建築物に該当する場合に、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑮11欄の「ト」は、建築基準法第68条の20第1項に掲げる認証型式部材等に該当する場合にのみ記入してください。当該認証番号を記入すれば、第10条の5の4第1号に該当する認証型式部材等の場合にあっては10欄の概要、11欄の「ホ」（尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽並びに給水タンク又は貯水タンクで屋上又は屋内以外にあるものに係るものを除く。）並びに13欄から16欄まで及び第五面

の3欄から6欄までの事項について、同条第2号に該当する認証型式部材等の場合にあつては11欄の「ホ」（当該認証型式部材等に係るものに限る。）並びに13欄から16欄まで及び第五面の3欄から6欄までの事項について、同条第3号に該当する認証型式部材等の場合にあつては10欄の概要及び11欄の「ホ」（当該認証型式部材等に係るものに限る。）については記入する必要はありません。

【12. 床面積】	(申 請 部 分)	(申請以外の部分)	(合 計)
【イ. 階別】	(2 階)	(52.00 m ²)	(52.00 m ²)
	(1 階)	(52.00 m ²)	(52.00 m ²)
	(階)	()	()
	(階)	()	()
	(階)	()	()
	(階)	()	()
【ロ. 合計】	(104.00 m ²)	()	(104.00 m ²)

注意事項

- ⑩12欄の「イ」は、最上階から順に記入してください。記入欄が不足する場合には別紙に必要な事項を記入し添えてください。

【13. 屋根】	粘土瓦葺き
【14. 外壁】	窯業系サイディングボード貼り (認定番号：PC030BE-****)
【15. 軒裏】	繊維混入ケイ酸カルシウム板 厚11mm (認定番号：QF030RS-****)
【16. 居室の床の高さ】	0.640 m
【17. 便所の種類】	水洗

注意事項

- ⑪16欄は、最下階の居室の床が木造である場合に記入してください。
 ⑫17欄は、「水洗」「くみ取り」又は「くみ取り（改良）」のうち該当するものを記入してください。

【18. その他必要な事項】

注意事項

- ⑬ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、18欄又は別紙に記載して添えてください。

【19. 備考】

注意事項

- ⑭申請建築物が高床式住宅（豪雪地において積雪対策のため通常より床を高くした住宅をいう）である場合には、床面積の算定において床下部分の面積を除くものとし、19欄に、高床式住宅である旨及び床下部分の面積を記入してください。
 ⑮主要構造部の全部又は一部に燃えしろ設計（準耐火構造の主要構造部を耐火被覆を用いない構造方法によるものとする設計をいう。）を用いたものについては、19欄にその旨を記入してください。
 ⑯建築物の2以上の部分が建築基準法施行令第109条の8に規定する火熱遮断壁等で区画されている場合には、19欄にその旨を記入し、各部分について建築基準法第21条、第27条及び第61条の規定の適用の有無を記入してください。
 ⑰建築基準法施行令第121条の2の適用を受ける直通階段で屋外に設けるものが木造である場合には、

19欄に、その旨を記入してください。

②計画の変更申請の際は、19欄に第四面に係る部分の変更の概要について記入してください。

確認申請書（第五面）

注意事項

- ①この書類に記載すべき事項を別紙に明示して添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。
- ②この書類は、各申請建築物の階ごとに作成してください。ただし、木造の場合は3欄から8欄まで、木造以外の場合は5欄から8欄までの記載内容が同じときは、2欄に同じ記載内容となる階を列記し、併せて1枚とすることができます。

【1. 番号】 1

注意事項

- ③1欄は、第二号様式の第四面の1欄に記入した番号と同じ番号を記入してください。

【2. 階】 1 階

【3. 柱の小径】 12.0 cm

【4. 横架材間の垂直距離】 2.844 m

【5. 階の高さ】 2.900 m

【6. 天井】

【イ. 居室の天井の高さ】 2.400 m

【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】 ☐有 ☒無

注意事項

- ④3欄及び4欄は、木造の場合にのみ記入してください。
- ⑤6欄の「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

【7. 用途別床面積】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】	(08010)	(一戸建ての住宅)	(52.00 m ²)
【ロ.】	()	()	()
【ハ.】	()	()	()
【ニ.】	()	()	()
【ホ.】	()	()	()
【ヘ.】	()	()	()

注意事項

- ⑥7欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。

【8. その他必要な事項】

注意事項

- ⑦ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、8欄又は別紙に記載して添えてください。

【 9. 備考】

注意事項

- ⑧ 計画の変更申請の際は、9 欄に第五面に係る部分の変更の概要について記入してください。

確認申請書（第六面）

注意事項

- ①この書類は、申請に係る建築物（建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては当該建築物の部分。以下同じ。）ごとに作成してください。

【 1. 番号】 1

注意事項

- ②1 欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、申請建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。

【 2. 延べ面積】 104.00 m²

【 3. 建築物の高さ等】

【イ. 最高の高さ】 6.800 m

【ロ. 最高の軒の高さ】 6.404 m

【ハ. 階数】 地上 (2) 地下 ()

【ニ. 構造】 木 造 一部 造

注意事項

- ③2 欄及び3 欄の「イ」から「ハ」までは、申請に係る建築物について、それぞれ記入してください。ただし、建築物の数が1のときは記入する必要はありません。
- ④3 欄の「ニ」は、申請に係る建築物の主たる構造について記入してください。ただし、建築物の数が1のときは記入する必要はありません。

【 4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】

- ☐ 特定構造計算基準
☐ 特定増改築構造計算基準

【 5. 構造計算の区分】

- ☐ 建築基準法施行令第 81 条第 1 項各号に掲げる基準に従った構造計算
☐ 建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 1 号イに掲げる構造計算
☐ 建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 1 号ロに掲げる構造計算
☐ 建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 2 号イに掲げる構造計算
☐ 建築基準法施行令第 81 条第 3 項に掲げる構造計算

【 6. 構造計算に用いたプログラム】

【イ. 名称】

【ロ. 区分】

- ☐ 建築基準法第20条第 1 項第 2 号イ又は第 3 号イの認定を受けたプログラム
(大臣認定番号)
☐ その他のプログラム

注意事項

- ⑤4 欄、5 欄及び6 欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥6 欄の「イ」は、構造計算に用いたプログラムが特定できるよう記載してください。

【 7. 建築基準法施行令第 137 条の 2 各号に定める基準の区分】
()

注意事項

- ⑦ 7 欄は、建築基準法施行令第137条の 2 各号に定める基準のうち、該当する基準の号の数字及び「イ」又は「ロ」の別を記入してください。

【 8. 備考】

注意事項

- ⑧計画の変更申請の際は、8 欄に第六面に係る部分の変更の概要について記入してください。

2. 確認申請書の添付書類等の留意事項

添付書類

1	建築基準法、都市計画法等に基づく許可・認定等を受けている場合には、当該許可書の写しを確認申請書に添付してください。なお、照合のため原本の提示をお願いします。
2	増築、改築、移転、用途変更、大規模の修繕及び大規模の模様替の場合には、既設建物の確認済証及び検査済証の写しを確認申請書に添付してください。（確認済証及び検査済証を紛失した場合は交付されている旨の証明を受けてください）また、用途変更の場合には、現況図面（平面図、立面図、断面図等）の添付も合わせてお願いします。
3	確認申請に係る地番確認のため公図の写しを添付してください。
4	第86条の7の規定が適用される建築物の場合、既存建築物の基準時及びその状況に関する事項を明示した既存不適格調書（規則第1条の3第1項表2(61)項を参照）を添付してください。 規則で定めた様式はありませんので、旧細則様式の「不適合建築物に関する報告書」を参考書式として利用してください。（構造耐力に関する「既存不適格調書・耐震診断等報告書」は別に定めています。）それぞれの様式は建築指導課のホームページからダウンロードすることができます。 ※愛知県建築指導課各種様式ダウンロードページ (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenchikushido/kenchiku-youshiki.html)
5	申請地及びその周辺に高さ 2 m を超えるがけ（斜面の勾配が 30 度を超えるもの）がある場合は、細則第 1 条に基づき建築物とがけの状況を示した断面図を添付してください。また、建築物ががけの高さの 2 倍以上離れていない場合は、建築物の基礎の構造、擁壁の安全性など県条例第 8 条（平成 12 年愛知県告示第 899 号）の対応についても明記してください。

当該断面図及び配置図には、がけの高さと建築物までの距離、のり面の勾配、擁壁の仕様などを明示してください。

6	添付図書の縮尺は、添付されている用紙サイズでの正しい値を明示してください。
---	---------------------------------------

作成図面を縮小印刷して添付する場合は、【A1:S=1/100、A3:S=1/200】といった凡例を明示してください。

7	既存建築物と同一棟での増築を行う場合、増築する部分だけではなく、既存部分を含めた図面を作成し添付してください。
---	---

原則として、既存部分を含めた建築物全体が建築基準関係規定に適合している必要があります。そのため、意匠図（各階平面図・立面図・断面図）、設備図など既存部分の図面の添付をお願いします。

法規チェック

8	特殊建築物で延べ面積が500㎡を超えるもの、階数が3以上で延べ面積が500㎡を超える建築物は、原則として建築物全体に排煙設備の設置が必要です。廊下、倉庫等の非居室についても対応を明記してください。
---	--

9	50㎡を超える居室（天井の高さが6mを超えるものを除く。）については、令第128条の3の2第一号に規定する開口部（天井から80cm以内に床面積の $\frac{1}{50}$ ）の算定をしてください。（当該開口部がない場合には令第128条の5第5項により内装制限がかかります。）
---	---

排煙設備として平成12年建設省告示第1436号第三号を適用した場合の $\frac{1}{50}$ の開口面積とは有効部分が異なりますので留意してください。

また、令第128条の3の2第一号に規定する開口部がない場合、その用途にかかわらず内装制限がかかりますので、留意してください。

10	令第116条の2第1項第二号による排煙無窓居室の算定を行う場合、天井より下方80cmまでの位置にある開口面積を算定対象としてください。
----	---

平均の天井高さが3mを超える居室についても、天井より下方80cmの位置にある開口面積で算定する必要があります。（平成12年建設省告示第1436号第三号による開口面積の算定を適用する場合、開口部を不燃材にするなど第三号の規定を満たす必要があります。）

11	特殊建築物で延べ面積が500㎡を超えるもの、階数が3以上で延べ面積が500㎡を超える建築物は、原則として建築物全体に排煙設備の設置が必要です。廊下、倉庫等の非居室についても対応を明記してください。
----	--

12	シックハウス対応換気設備の能力計算において、居室と階段・廊下・トイレなど「通気が確保される建具」で空間が一体となる場合は、全ての室容積を合計して能力を算定してください。また、換気扇については有効換気量（圧力損失を考慮した換気量）の根拠についても添付してください。
----	---

「通気が確保される建具」として開き戸で計画している場合は、アンダーカット（1cm以上）や換気ガラリが設置されていることが確認できるよう図面内に明示してください。

13	申請建物が既設建物に隣接する場合、既設建物について延焼のおそれのある部分の防火措置を明示すると共に、採光、換気、排煙設備、居室からの避難距離、敷地内通路等に支障がないことを示す根拠を添付してください。
----	--

増築によって既設建物に新たに延焼のおそれのある部分が生じたり、法規上有効としていた開口部の条件が変わる場合があります。改修計画を明示すると共に、有効面積の減少、出口の位置の変更に伴う法規チェックを行ってください。

14	地盤面を算出する際の建築物が地面と接する位置には、局部的な盛土は考慮しないでください。また敷地の衛生上、安全上必要な範囲を超える盛土がなされる場合も、盛土後に建築物が接する位置以外の適切と考えられる位置を接する位置とみなします。
----	--

局部的な盛土とは、フラワーポットなど意匠的に設けられるものや、上部の水平な面が2m以上の広がりを持たないものをいいます。ただし隣地・道路の高さと同程度までの盛土は除きます。

15	建築材料について、不燃・準不燃・難燃の別、該当告示番号若しくは大臣認定番号を明示してください。
----	---

令第128条の5の内装制限の適用を受ける建築物の他、耐火・準耐火性能等の要求がある箇所、防火・避難に関する規定の緩和を受ける箇所等については、不足の無いように上記番号を明示してください。（規則第1条の3第1項表2(2)～(4)、(8)、(14)、(15)ほか）

配 置 図

16	配置図には建築物周囲のレベル（平均地盤の算定根拠）、隣地・道路中心のレベル、建築物の配置寸法（敷地境界からの寸法）、排水経路、擁壁の仕様、建築物に附属する門若しくは塀の位置などを明示してください。
----	--

自転車置き場など付属建物に配置寸法、レベルの記入漏れが多く見受けられます。規則第1条の3第1項表1（い）項などを参照し、確実な図面への明示をお願いします。

17	道路斜線制限検討において後退緩和を適用する場合は、道路境界線から建築物の最も突出した部分までの最短距離を明示してください。
----	---

建築物と道路境界線との間に令第130条の12に掲げるもの以外の建築物の部分が存在しないことを明示してください。（規則第1条の3第1項表2（28）項（ろ）欄を参照）

18	法第35条に掲げる建築物の敷地には、令第128条の敷地内通路（有効幅員1.5m又は90cm）が確保されているか明示してください。
----	--

法第35条に掲げる建築物の出口及び避難専用の屋外階段から道等に通じる通路が必要となります。また通路の途中で門扉などがある場合の有効幅員に留意してください。（規則第1条の3第1項表2（13）項を参照）

19	県条例第25条に掲げる建築物の敷地には、自動車の出入口の位置の規制があります。条例の各号に該当しないことを配置図に明示してください。
----	--

県条例第25条に掲げる建築物は下記のとおりです。

- ・自動車修理工場及び自動車車庫（住宅に付属するものを除く）で50㎡以上のもの、

・倉庫業を営む倉庫及び荷さばき所で床面積の合計が200㎡以上のもの

20	既設建物が複数ある場合にはその概要（用途・構造・階数・床面積・建築面積・耐火建築物の別・最高の高さ）を一覧表で記載してください。
----	--

日 影 図

21	日影規制の対象となる場合は、日影図用の地盤面の算定式を添付してください。（敷地内の全ての建築物を合わせた平均地盤面を算定してください。）
----	--

22	日影図にも建築物の配置寸法を表示してください。
----	-------------------------

23	日影図の作図は原則として申請地の北側以北の緯度としてください。また、C A D等における日影図作成時の緯度の数値の入力に留意してください。
----	---

C A Dソフトの仕様により、日影図作成時の緯度について「度」「度分」表示の錯誤による入力間違いが多く見受けられます。

例（正しい緯度：35° 10′ ⇒誤った入力：35.10° ）

24	各時刻の日影は冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの30分ごととしてください。
----	--

平 面 図

25	平面図には面積算定に必要な寸法を全て表示してください。
----	-----------------------------

26	令第112条第16項により準耐火構造とする外壁（防火区画に接する部分を含む90cm以上の範囲）には、その寸法と仕様を判りやすく表示してください。
----	--

27	令第112条第18項による異種用途区画にも留意して区画を表示してください。
----	---------------------------------------

28	令第5章第4節の規定が適用される非常用の照明装置を設置した場合は、火災時において床面において1ルクス以上（ <u>蛍光灯又はLEDランプを用いる場合は2ルクス以上</u> ）の照度を確保することができる範囲を明示してください。
----	---

昭和45年建設省告示第1830号第4より

29	令第112条第20項及び第21項の規定が適用される場合は、防火区画を貫通する部分の処理について明示してください。
----	--

規則第1条の3第1項表2（16）項を参照

断 面 図

30	断面図における地盤面は設計G L、平均G Lの別を分かりやすく表示してください。
----	--

31	令第112条第16項により準耐火構造とする外壁（防火区画に接する部分を含む90cm以上の範囲）には、その寸法と仕様を判りやすく表示してください。
----	--

32	排煙設備の算定に使用している開口部は、有効寸法が分かるように建具の高さも表示してください。
----	---

33	天井の高さが異なる居室については、平均天井高さを求める際に必要となる各部分の天井の高さを明示して下さい。
----	--

設 備 図

34	図面中のシックハウス対応換気設備にはその旨を表示してください。
----	---------------------------------

35	階数が3以上かつ500㎡を超える建築物、延べ面積が1000㎡を超える建築物等の居室とその避難経路には原則として非常用の照明装置が必要となります。対応について明示してください。
----	---

36	シックハウス対応換気設備の「給気機又は排気機の給気又は排気能力を算定した際の計算書」には、換気経路の全圧力損失（直管部損失、局部損失、諸機器その他における圧力損失の合計をいう。）及びその算出方法を明示してください。
----	---

規則第1条の3第4項表1（2）項を参照

そ の 他

37	愛知県ではラック倉庫（自動立体倉庫）について、その規模により耐火要求の有無、防火区画、容積率算定時の床面積の算定方法などの取り扱いを定めています。該当する場合は、その内容が確認できる仕様等を明示してください。
----	--

ラック倉庫に関する取扱いは、「愛知県建築基準法関係例規集」（平成29年版（令和6年3月一部改訂） 愛知県特定行政庁等連絡会編集）12、13頁をご覧ください。

「愛知県建築基準法関係例規集」は建築指導課のホームページからダウンロードすることができます。

※愛知県建築指導課建築基準法の取扱いのページ

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenchikushido/kenchiku-toriatsukaietc.html>)

38	格納又は駐車のに供する部分の床面積の合計が500㎡以上の自動車車庫については、県条例第26条により構造の制限があります。該当する場合は、その内容が確認できる仕様等を明示してください。
----	---

39	面積端数処理は原則として、敷地面積、建築面積は小数点以下2位まで有効とし、3位以下は切り捨て、床面積は各階ごとに小数点以下2位まで有効とし、3位以下は切り捨てとしてください。（計算過程段階での端数処理は行わないでください。）
----	--

国土交通省ホームページの「建築行政のQ&A」より

メートル法が導入された昭和41年の建築指導課長からの通達（住指発第87号）に規定されています。

（抜粋）

なお、不動産登記法施行令第4条及び8条に、地積及び建物の床面積の単位と端数処理の方法が別記の参考のように定められているので、確認その他の事務についても、これに準じて行うよう念のため申し添える。

{参考}

○不動産登記法施行令第4条

「地積は、水平投影法により、平方メートルを単位として定め、1平方メートルの100分の1（宅地及び鉱泉地以外の土地で10平方メートルをこえるものについては、1平方メートル）未満の端数は、切り捨てる。」

○同施行令第8条

「建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影法により、平方メートルを単位として定め、1平方メートルの100分の1未満の端数は切り捨てる。」